

紫波町市民活動補償制度（市民活動保険）

リーフレット

町では、市民活動団体が安心してボランティア活動に取り組めるよう支援し、快適で潤いに満ちた地域社会の実現を図ることを目的として、紫波町市民活動補償制度（市民活動保険）を設けています。

保険料は不要です（町が契約者となり保険料を負担します）

事前の申込は不要です（事故発生後に町に報告していただきます）

対象となる活動・団体

「市民活動団体」が行う地域社会活動、スポーツ・文化活動、社会福祉活動など、活動実践者が職業としてではなく無報酬（実費弁償は除く。）で行う計画性・公益性のあるボランティア活動が対象になります。また、以下の4つの理念を満たす活動を行う市民活動団体が対象となります。

保険の対象となる市民活動4つの理念

① 自発性	強制や義務でなく自分の意思で行う 共通の目的を持った町民（町外にお住まいの方も含む。）によって自主的に構成されている町内に活動の拠点を置く団体の活動。
② 社会貢献性	公益性がある 地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動等の社会貢献活動。
③ 継続性	継続的・計画的に行われている 継続性のある計画的な活動。ただし、年に1度だけの活動であっても毎年行われる予定の活動は計画的な活動とみなします。
④ 非営利性	営利を目的としない 報酬（実費弁償を除く。）を受けない活動。有償ボランティアや委託料業務の活動は対象外です。

町が主催するイベントなどのうち、市民活動に類するもので、町民（団体・個人）が無報酬（実費弁償は除く。）で参加する活動も対象となります。

対象となる市民活動の例

地域社会活動	<ul style="list-style-type: none">◆清掃活動（道路・河川・公園・その他公共施設の清掃等、歩道等の除雪、草刈）◆資源回収・リサイクル活動（資源回収・リサイクル活動、ゴミの減量化活動等）◆地域防災・防犯活動（防災訓練の運営・指導、防火活動、地域防災拠点の運営、避難所での配食活動、婦人消防協力隊、防犯パトロール、スクールガードボランティア、防災キャンプ、自主防災組織活動等）◆交通安全活動（交通事故防止活動（スクールガードボランティアを含む）、違法駐車追放活動、放置自転車防止活動等）◆地域住民組織の運営（自治会、町内会、自治公民館、老人クラブ、こども会等の活動）◆保健衛生活動（害虫駆除、献血活動、食生活改善活動等）
--------	---

社会福祉活動	<p>◆社会福祉施設救護活動（リハビリテーション訓練の手伝い、行事手伝い、習い事指導、慰問、理・美容、マッサージ、通園・送迎の解除、カウンセリング、植木手入等）</p> <p>◆託児・子育て支援（子どもを見守る活動、育児サークル活動（にこにこひろば、なかよしひろば、わいわいひろば、ひよこひろば）等）</p> <p>◆高齢者・障がい者への援護活動（高齢者給食サービス、生活介助、通話サービス、ガイドヘルプ、高齢者・こどもの居場所づくり（いこいの家、地域の茶の間）、就労・社会復帰活動、手話通訳等）</p>
スポーツ・文化活動	<p>◆スポーツ活動の指導・運営（各種スポーツの指導、競技会の企画・運営、審判等） ※山岳登山・パラセール・熱気球・グライダー操縦・ハングライダー搭乗、その他これらに類する危険度の高い運動は除く。</p> <p>◆文化活動の指導・運営（絵画・音楽・料理等各種文化活動の指導・普及、講演会・コンサートの企画・運営、伝統文化の継承・振興等）</p> <p>※これらの活動それ自体を本来の目的とする団体の日常的な練習活動は対象外です。ただし練習に際して行われる責任者・指導者等による指導・支援活動は対象となります。</p>
その他	◆町主催・共催事業の企画・運営 ほか

対象とならない活動

- ① 営利を目的とする活動
- ② 政治、宗教を目的とする活動
- ③ 害獣駆除のために行う活動（銃火器を使用する活動を含みます。）
- ④ 海難・山岳救助のために行う活動
- ⑤ 専ら個人または同好会などの仲間のために行われる活動
- ⑥ 専らその団体のために行う活動

対象となる事故と補償内容

傷害事故

団体構成員・活動実践者が、市民活動中（自宅との往復途上も含む）に急激かつ偶然な外来の事故によって死亡、入院、通院した場合に支払われます。

保険金種別	支払限度額	要件
死亡保険金	1名につき 500万円	事故の日から180日以内にそのケガが原因で死亡したとき
後遺障害保険金	15万円～500万円	事故の日から180日以内にそのケガが原因で後遺障害が生じたとき
入院保険金	1日につき 3,000円 (事故発生の日から180日限度)	事故が原因で日常生活に支障の出るケガを負い、入院して医師の治療を受けたとき
手術保険金	手術の種類に応じ 3万円～12万円	入院保険金が支払われる場合に手術を受けたとき
通院保険金	1日につき 2,000円 (事故発生の日から180日以内90日限度)	事故が原因で日常生活に支障の出るケガを負い、通院して医師の治療を受けたとき

賠償責任事故

市民活動団体が、市民活動に起因して第三者に怪我をさせたり、物を壊したりした場合に支払われます。

補償種別	支払限度額	支払費用の項目
身体賠償（対人）	1名につき 1億円	・治療費、入院費、通院費、休業補償費、 修理費、その他の損害賠償費 ・裁判、調停、仲裁などの訴訟費用 ・応急救助費や護送費用など、事故の後に、 二次被害の発生を防止したり、軽減したり するために取った処置にかかった費用
	1事故につき 2億円	
財物賠償（対物）	1事故につき 1,000万円	

※身体賠償・財物賠償ともに1事故につき5,000円は賠償責任者の自己負担となります（被害総額が5,000円以下の事故は、保険の適用外）。

※生産物賠償に関しては、1事故につき 対人2億円、対物1,000万円（年度内）。

対象とならない主な事故

傷害事故・賠償責任事故 共通

- ・自殺、犯罪、けんかなど、故意の行為によるもの
- ・地震、噴火、洪水、津波などの天災によるもの
- ・政治、宗教、営利を目的とする活動中に起こったもの・・・など

傷害事故の場合

- ・疾病、脳疾患、心疾患などによるもの（ただし細菌性食中毒、0-157、ウイルス性食中毒、日射病・熱中症は対象となります）
- ・妊娠中における早産・流産や、他覚症状のないムチウチ症や腰痛
- ・ロッククライミングやハングライダーなどの危険度の高い活動
- ・無資格運転・酒酔い運転によるもの
- ・戦争、内乱、暴動などによるもの・・・など

賠償責任事故の場合

- ・航空機、エレベーター又は自動車など、人力によらない乗物等の所有、使用または管理に起因する事故
 - ・動物の所有、使用または管理に起因する事故
 - ・加害者と被害者が同居する親族同士である場合の事故・・・など
- ※被害総額が5,000円以下の事故は対象外です。
（免責金額は5,000円です。5,000円を超える損害賠償が対象となります）

よくある質問（Q & A）

活動場所

Q1 沿岸被災地等町外で活動した場合、この活動は保険の対象になりますか。

A1 活動要件や組織要件に合致し、日本国内ならば、活動場所が町外でも対象になります。

参加者（活動実践者以外の人）の事故

Q2 参加者個人の責任による事故は対象となりますか。

A2 団体の責任が問われる事故が対象となるため、活動実践者以外の参加者の個人責任による事故は対象外になります。

青少年育成活動

Q 3 P T A、子ども会や教育振興活動は保険の対象になるでしょうか。

A 3 学校行事は対象外です。学校行事に類するP T A活動についても対象外としています。しかし、地域で自主的に行われている子ども会活動は対象になります。教育振興活動については、その活動内容により判断されます。

自治公民館活動

Q 4 自治公民館などでは他の保険に加入している場合が多いですが、この市民活動保険で事故のすべてがカバーされるのでしょうか。

A 4 この保険は、市民活動団体の善意の活動中の事故を町が救済することを目的としています。個人の責任による補償や一般参加者の傷害補償については対象外になります。各団体のご判断により他の保険の加入等の対応をお願いします。

地区のスポーツ活動

Q 5 町内会で行うソフトボール大会は保険の対象になりますか。

A 5 地域が主催し地域住民が参加する地区民運動会等スポーツ活動は対象になります。運営側でない一般参加者は賠償責任事故の対象になりますが、傷害事故の対象にはなりません。

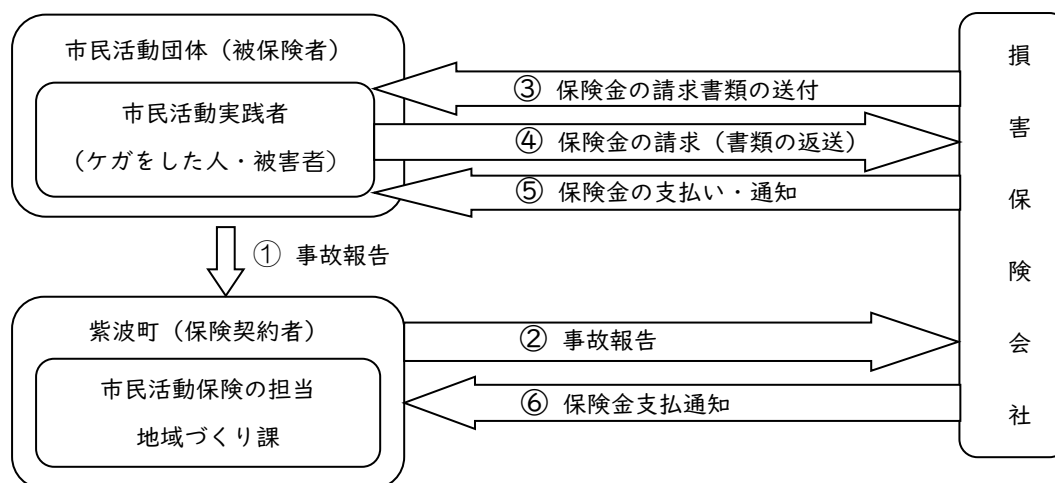
町主催のスポーツ行事

Q 6 町全体で行われる360歳ソフトボール大会はこの保険の対象になるでしょうか。

A 6 大会に指導者（審判等）としてボランティアで参加する人の傷害事故は対象になります。しかし、この大会は主催が市民活動団体ではなく、町教育委員会・町体育協会です。この場合、町の責任が問われる事故については原則、町が加入している別の保険が優先されます。なお、市民活動保険は、一般参加者の自己責任による事故までは対象になりません。

もし、事故が起きたら

事故が起きたら、保険対象か対象外か不明であっても速やかに紫波町役場地域づくり課に連絡してください。その後、所定の事故報告書を提出していただきます。町は、報告書を審査し、事故が保険制度の要件を満たしていると判断した場合、保険会社（Chubb 損害保険株式会社）に事故を報告します。保険会社は内容を審査し、保険対象となると判断したときに保険金を請求しようとする人に保険金請求書類一式を送付します。その後は保険会社と直接手続きをしていただきます。



お問合せ 紫波町企画総務部 地域づくり課
〒028-3392 紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1
電話 019-672-2111 (代表) F A X 019-672-2311
E-mail : chiiki@town.shiwa.iwate.jp